

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	新たな沖縄振興基本方針と沖縄振興計画 －令和4年度から令和13年度までの沖縄振興－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447号
刊行日	2022-7-8
頁	125-139
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

新たな沖縄振興基本方針と沖縄振興計画

— 令和4年度から令和13年度までの沖縄振興 —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興における沖縄振興基本方針と沖縄振興計画の位置付け
3. 新たな沖縄振興基本方針
 - (1) 経緯
 - (2) 主なポイント
4. 新たな沖縄振興計画（新・沖縄21世紀ビジョン基本計画）
 - (1) 経緯
 - (2) 主なポイント
5. おわりに

1. はじめに

令和4年5月10日、国は、新たな「沖縄振興基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定した¹。これは、同年3月に成立した沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）により²、令和13年度末まで期限が延長された沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）を踏まえたものである。この新たな基本方針の決定を受け、同月15日、沖縄県は、新たな沖縄振興計画（以下「振興計画」という。）でもある「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を決定した³。

これら新たな基本方針と振興計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間における沖縄振興の目指すべき姿や具体的な施策の方向性を示すものである。そこで、本稿では、

¹ 「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/houshin.pdf>〉（以下、URLの最終アクセス日は全て令和4年6月21日）

² 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の詳細については、藤生将治「沖縄復帰50年と今後の沖縄振興—沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の成立—」『立法と調査』No. 446（令4.6）参照。

³ 沖縄県「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）の公表について」（令和4年5月15日）〈https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku.html〉

改めて沖縄振興における基本方針と振興計画の位置付けについて確認した上で、それぞれの決定までの経緯、主なポイントを整理していく。

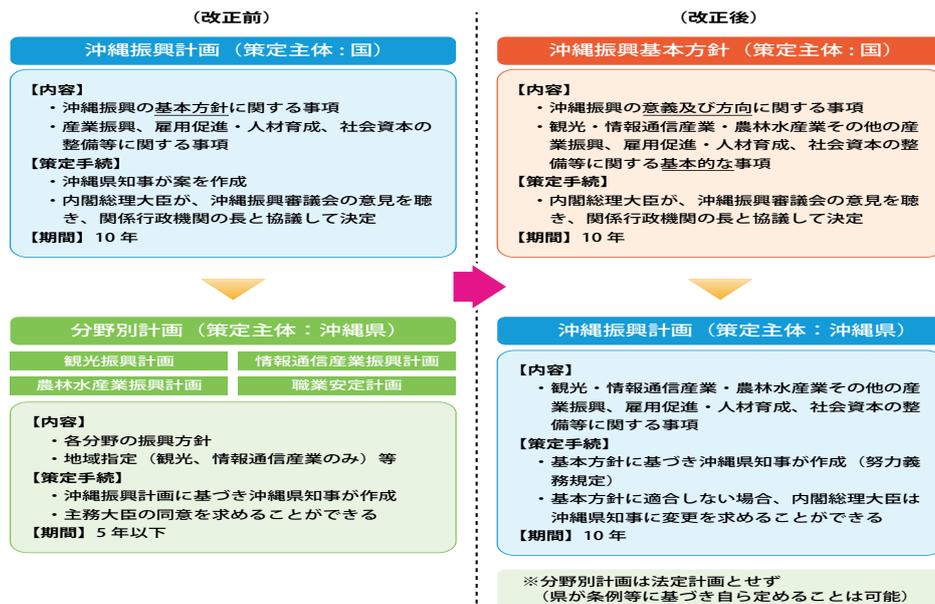
2. 沖縄振興における沖縄振興基本方針と沖縄振興計画の位置付け

沖縄振興に関する基本的な法的枠組みである沖振法は、先の大戦における苛烈な戦禍や戦後四半世紀余りにわたり我が国の施政権の外にあったこと等の歴史的事情等、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、基本方針を策定し、及び基本方針に基づき策定された振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

その上で、基本方針については、内閣総理大臣が定め、その内容は沖縄の振興の意義及び方向に関する事項のほか、産業の振興を始めとする各種施策に関する基本的な事項等、沖縄振興全般にわたるものとし、かつ10箇年を目途として達成されるようなものでなければならないとしている（第3条の2）。そして、振興計画については、沖縄県知事が、基本方針に基づき、各種施策に関する事項を定めた同計画を定めるよう努めるものとしている（第4条）。

こうした基本方針と振興計画の制度の仕組みは、平成24年の沖振法改正により導入されたものである。改正前は、沖縄振興の基本となる振興計画について、沖縄県知事が案を作成し、内閣総理大臣が決定するとともに、分野別計画を沖縄県知事が策定し、国が同意する仕組みであった。改正により、沖縄県の自主性を尊重するという観点から、振興計画の策定主体が国から沖縄県に変更されるとともに、国の責務とすべき沖縄振興の基本的な方針を明らかにするため、新たに、国が基本方針を定める仕組みへと改められた（図表1）。

図表1 平成24年の沖振法改正による計画制度の変更



（出所）内閣府「改正沖縄振興特別措置法のあらまし」（2012年）

この平成24年の沖振法改正時における国会論議では、①振興計画の策定に対する国の関与、②基本方針と振興計画の方向性が異なる場合の対応、③基本方針等の変更の可能性について議論が行われている。

①については、振興計画が国の認める範囲内に限定されるのかが問われた。当時の川端内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、法に基づく財政上の特例措置が講じられており一定の関与は必要だが、その程度は事前の同意を求める等の強いものではなく、基本方針に適合していないと認められる例外的な場合のみ、沖縄県に対し事後的に変更を求めることができる最小限度のものであり、沖縄県の自主性を最大限尊重すると述べている⁴。

②については、まず、基本方針と振興計画の方向性が異なった場合の対応が問われ、川端大臣は、可能な限りそうした事態が起こらないよう、国と沖縄県との間で緊密に連携をとる旨述べている⁵。また、沖振法では、内閣総理大臣が、振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる（第4条第7項）としていることから、その判断基準や手続も問われ、川端大臣は、国と沖縄県双方で緊密に連携を取りながら基本方針を取りまとめ、振興計画の策定に当たってもよく意見交換を行う中で、事実上そうした手続が発動されないよう運用されることを期待する旨述べるにとどめ⁶、実際に国が振興計画に変更を求める場合の具体的な基準等については示さなかった。

③については、沖振法の有効期限である10年間の中で、社会情勢が変わった場合に基本方針等が変更されるのかが問われた。川端大臣は、制度上は社会状況の変化に応じていつでも見直しをすることが可能な仕組みとなっており⁷、基本方針についても、取組の進捗状況や効果を検証する必要がある、その結果、見直しを行うことはあり得ると述べている⁸。

一般の法改正では、こうした基本方針と振興計画の制度自体は特に変更しなかった一方、沖振法に基づく各特区・地域制度（経済金融活性化特別地区を除く）について、それらの区域・期間等を定めた各計画（観光地形成促進計画等）を沖縄県知事が策定するに当たり、新たに、基本方針に即して定めるものとしている。

一般の法改正に係る国会論議では、新たな基本方針と振興計画の策定の流れが問われ、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、基本方針を定めるに当たり、沖縄県知事が構成員として参画をしている沖縄振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くこととされており⁹、こうした手続を経て策定された基本方針に基づいて、沖縄県が自ら振興計画を策定することになると述べている。その上で、同大臣は、これらの過程を経る中で、基本方針に記載された国としての考え方と、振興計画に記載された沖縄県としての考え方にそごがないよう、適切に整合が図られるものと考えている旨述べている¹⁰。

⁴ 第180回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号7頁（平24.3.15）

⁵ 第180回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第6号2頁（平24.3.16）

⁶ 第180回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第7号14頁（平24.3.28）

⁷ 沖振法では、基本方針の変更は第3条の2第6項、振興計画の変更は第4条第9項に手続が定められている。

⁸ 第180回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第7号18頁（平24.3.28）

⁹ 沖振法第3条の2第4項では、内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならないとしている。

¹⁰ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第4号22頁（令4.3.7）

3. 新たな沖縄振興基本方針

(1) 経緯

令和4年4月13日、沖振法第3条の2第4項の規定に基づき、岸田内閣総理大臣から、審議会に対して基本方針の案について、その意見の求めがあり¹¹、同日、審議会は、審議の結果、同案が適当であると認められる旨の意見具申を行った¹²。その後、技術的な修正を経て、5月10日、新たな基本方針が決定された。

この基本方針について、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、令和3年8月に取りまとめられた審議会総合部会専門委員会の最終報告¹³や審議会の意見具申¹⁴を踏まえ、脱炭素社会への移行やデジタル化等の時代潮流を好機とした不利性の克服、教育・人材育成・子供の貧困等の沖縄が抱える重要課題への対応、EBPM（証拠に基づく政策立案）の徹底や効果的な施策への資源集中など、今後の沖縄振興を効果的に進めていくために必要な内容を多岐にわたり盛り込むことができたとしている¹⁵。

(2) 主なポイント

基本方針は、国が考える沖縄振興の意義及び方向、振興に当たっての基本的な視点を示すとともに、沖縄県が振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項（沖縄の振興に関する基本的な事項）や振興計画の推進に関する基本的事項（沖縄振興の推進に関する事項）を定めている。

図表2 新たな沖縄振興基本方針（概要）

<p>I 序文</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 沖縄の復興から半世紀を経て、我が国を取り巻く時代潮流は大きく変遷 ▶ 沖縄もアジア・太平洋地域との近接性等の優位性・潜在力を活かし、我が国全体の経済成長を牽引する役割も期待されているほか、海洋資源の利用や領海、EEZ等の保全など、広大な海域に点在する多数の離島が担う重要な役割も改めて認識されている ▶ 他方、全国最下位の水準にある一人当たり県民所得など、様々な課題も依然として存在しており、本年3月に法を改正・延長 ▶ 基本方針は、国が考える沖縄振興の意義及び方向、振興の基本的な視点を示すとともに、県が振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や振興計画の推進に関する基本的事項を定めたもの 	<p>3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 多様な主体の適切な役割分担及び連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県・市町村は、自らの判断と責任の下、国の支援を有効かつ適切に活用し、地域の実情に即した施策を展開 ▶ 国は、予算・税制等を通じ地元の取組を後押しするとともに、自ら取り組むことが必要な施策については、直轄事業や個別の補助事業も活用して着実に実施する ▶ 県民・民間事業者等の多様な主体が参画し、地域課題の解決の場となる地域社会やコミュニティの維持・発展を図る <p>(2) エビデンスに基づく施策の展開・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 政策手段と目的の論理的なつながりを明確化し、定量的な指標等に基づき効果を検証するなどEBPMの徹底を図る必要がある ▶ 県外自治体の好事例を積極的に取り入れるとともに、施設整備の際は、中長期的コストと効果を適切に見定め、持続可能性も見据えた検討を行う必要がある
<p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>1 沖縄振興の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 沖縄の様々な特殊事情に鑑み、復興以降、各分野で振興策が講じられてきた結果、社会資本整備やリーディング産業の成長など、一定の成果を挙げてきた ▶ 他方、一人当たり県民所得の低さや子供の貧困等の課題も存在しており、コロナ禍で社会経済全般に大きな影響が生じるなど、沖縄振興が目指す沖縄の自立的発展と豊かな住民生活に向けて依然として課題が残っている ▶ アジアとの地理的近接性や豊かな海洋環境等の優位性を活用できれば、強い沖縄経済を実現し、我が国全体の発展を牽引し得る大きな可能性がある ▶ 特殊事情に起因する課題の解決や、優位性を活かす取組の推進を通じて、沖縄振興策を総合的・積極的に推進していく必要がある <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間の力を最大限に活かし、民間主導で自立型経済の発展を目指す ▶ 沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興することで、県内企業の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済の実現を目指す ▶ 時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やDXを迅速・強力に推進し、持続可能な形で沖縄振興の深化を図る <p>(2) 潤いのある豊かな住民生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自立型経済の発展を通じて県民の雇用や所得の安定・向上を図り、成長と分配の好循環を通じた豊かな住民生活の実現を目指す ▶ 経済的な豊かさのみならず、個性豊かな文化に基づく多様な豊かさを追求する <p>(3) 我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ アジア・太平洋地域の発展に寄与する拠点としての大きな役割が期待される 	<p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高付加価値化等による競争力強化や需要の平準化、他分野・他産業との連携により外的変化に強く、質・量とも優れた観光産業の構築を目指す <p>(2) 情報通信関連産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 成長可能性が見込める業種の重点的強化や他産業との連携強化、情報通信関連産業の振興を通じて広く県内産業のDX推進やAI, IoT, ビッグデータの活用促進を図る <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタルを活用した物流の効率化・迅速化や他産業との連携で高付加価値化を図る <p>(4) 産業イノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外から稼げる高収益企業の誘致・育成、産学官金の連携強化、デジタルの活用や脱炭素化を通じ、沖縄の特性を踏まえた新産業の創出・発展を図る ▶ 高付加価値の製品開発や地域ブランド強化で地域全体のイノベーション促進を目指す <p>(5) 金融業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ リスクマネー供給やコンサルティング機能を発揮し、関連産業・大学とも連携しつつ、支援先業務の高付加価値化を図り、産業発展やスタートアップの創出を目指す <p>(6) 農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ おきなわブランド確立や高収益作物への転換、新技術導入、流通条件の不利性解消、6次産業化、県外・国外の需要開拓等を進め「稼げる農林水産業」の実現を図る <p>(7) 中小企業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 伴走型支援やICT導入促進、円滑な事業承継の支援、創業支援の充実を図る

¹¹ 「沖縄振興基本方針について」（府政沖第194号、令和4年4月13日）

¹² 「沖縄振興基本方針について」（4沖審第2号、令和4年4月13日）

¹³ 沖縄振興審議会総合部会専門委員会「調査審議結果最終報告」（令和3年8月）

¹⁴ 沖縄振興審議会「沖縄の振興について」（3沖審第7号、令和3年8月23日）

¹⁵ 内閣府「第37回沖縄振興審議会会議事録」26頁

<p>2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 雇用機会の創出・拡大を図るとともに、雇用環境の改善や高度人材の育成により、雇用の質や生産性の向上を図る ▶ デジタル技術も活用しつつ、働き方改革や女性の活躍推進等を一体的に進める <p>3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ グローバリ化・デジタル化に対応した外国語やICT教育、キャリア教育等を推進する <p>(2) 人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各産業の中核となる人材や起業者の育成を目指すとともに、リカレント教育等の学び直しの充実により、時代の流れに対応できる多様な人材の育成・確保を図る <p>(3) 文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 独自の多様な文化の保全・継承や他産業との連携、首里城復元の取組を推進する <p>4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項</p> <p>(1) 子供の貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援員の配置や子供の居場所の運営の支援、雇用の確保等の保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保、子供のライフステージに応じた継続的な支援等により、子供の貧困の解消と世代間連鎖を断ち切ることを目指す <p>(2) 福祉の増進及び医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て支援の充実や介護・福祉サービス向上、離島・へき地の医療人材の確保等を目指すとともに、ICTを活用した遠隔医療等の推進を目指す <p>5 科学技術の振興に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ OIST等を核とし、産業界等との連携やスタートアップ創出を通じたイノベーション・エコシステムの形成を目指すとともに、OISTが沖縄振興と日本・世界の発展に貢献できるよう、外部資金の調達拡大を促しつつ、教育研究活動への支援を図る <p>6 情報通信の高度化に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報通信基盤の一層の高度化や、DXを通じた経営効率化・事業高度化の支援、こうした取組の担い手となるデジタル人材の育成を図る <p>7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国語教育の推進や感染症に対する防疫体制の強化・拡充を図りつつ、人・モノ・情報・文化等の交流拠点の形成を目指す <p>8 駐留雇用跡地の利用に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要に応じ拠点返還地の指定要件の緩和制度を活用しつつ、跡地を迅速・効果的に利用し、沖縄全体の振興につなげる <p>9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出、移住・定住条件の整備、担い手の確保や交通人口・関係人口の拡大により、地域の持続可能性の維持・向上を図る 	<p>10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 環境の保全・再生及び良好な景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海岸漂着物等の処理や海の恵みの持続可能な活用により、保護と活用を両立、環境共生型社会の構築を図るとともに、沖縄らしい風景づくりを目指す <p>(2) エネルギーの供給等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギーの安定的かつ適正な供給確保を図りつつ、再エネの導入加速や自立・分散型エネルギーシステムの構築、省エネの促進等を図る <p>(3) 防災及び国土の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務継続体制の整備や耐震化等により防災機能を向上し、地域の強靱化を図る <p>11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適切な維持管理・補修を含め、公共施設の総合的・計画的な管理を行い、陸上交通、海運、空運、生活環境基盤など、各般の社会資本整備を戦略的に進める <p>12 その他の基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不発露対策の推進や、所有者不明土地問題の解決を図る
<p>IV 沖縄振興の推進に関する事項</p>	
<p>1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）</p>	
<p>▶ 全国制度の積極活用も図るなど、政策ツールを有効活用する必要がある</p>	
<p>(1) 沖縄振興交付金</p>	
<p>▶ 県・市町村は、事業の選択と集中を図り、必要不可欠な事業を精査するとともに、事業を的確かつ効率的に実施する必要がある</p>	
<p>▶ 国・県・市町村の連携・協力の下、有識者の知見も活用し、適時に点検・評価等を行い、一括交付金の実効性の向上に努める</p>	
<p>(2) 個別補助金</p>	
<p>▶ 国として重点的に取り組む事項等は、一括交付金とは別に予算補助を実施し、成果指標の達成状況に応じて不断の見直しを行うなど、適正な執行に努める</p>	
<p>(3) 高率補助</p>	
<p>▶ 自治体の財政負担を軽減し、各種インフラの一体的・積極的な整備に寄与しており、今後の維持管理・更新費用の増大に留意しつつ、効率的・効果的な活用に努める</p>	
<p>(4) 税制上の特例措置</p>	
<p>▶ 活用状況や成果等を適切に把握し、その結果に応じて必要な検討・見直しを図る</p>	
<p>(5) 政策金融</p>	
<p>▶ 民間金融機関との適切な連携・役割分担を図りつつ、多様な資金ニーズにきめ細やかに対応した質の高い金融サービスの提供に努める</p>	
<p>2 施行後5年以内の検討・見直し</p>	
<p>▶ 環境変化への迅速な対応の重要性に留意しつつ、適時適切な見直しを行う</p>	
<p>▶ 県は、国の検討・見直しの状況等も踏まえ、振興計画について所要の改定等を行う</p>	

(出所) 内閣府「沖縄振興基本方針概要」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/houshin-point.pdf>〉

そこで、以下では、新たに加えられた要素を中心に、その主なポイントを整理していく。

ア 沖縄振興における沖縄振興一括交付金と国の直轄事業・個別補助金等の位置付け

基本方針では、その基本的な視点の一つである、国や沖縄県等の多様な主体による連携・協働に関して、適切な役割分担という観点が加えられている。その中で、沖縄振興は、沖振法における沖縄振興一括交付金（以下「一括交付金」という。）や高率補助、特区・地域制度等の特別措置とともに、必要に応じて国が直轄事業や個別の補助事業を実施することで推進されているとの認識が示された。とりわけ、国が自ら取り組むことが必要と考えられる施策については、重点的に取り組むべき事項を適切に見定め、直轄事業や個別の補助事業等も活用して着実に実施していくことが重要であるとしている。

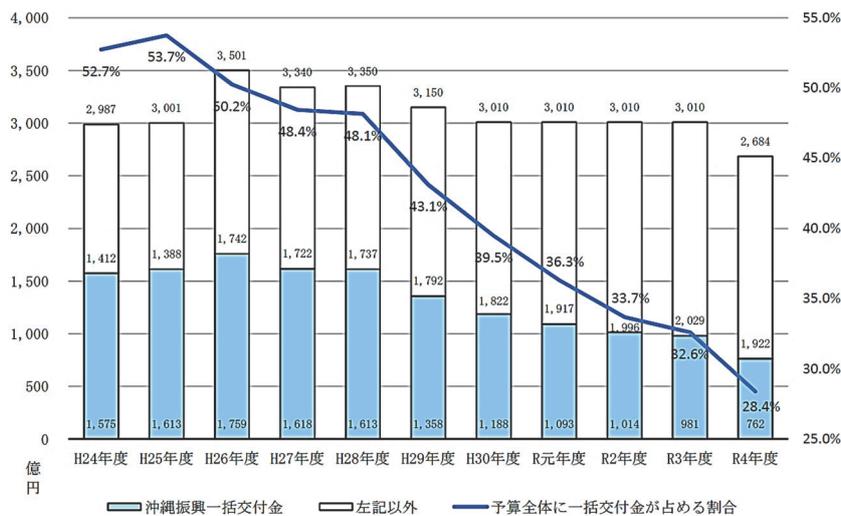
こうした視点を踏まえ、沖縄振興の推進に関する事項では、「沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）」として、一括交付金や個別補助金、高率補助、税制上の特例措置、政策金融について、それぞれ個別に規定しており、同様の点について、一括交付金のみ規定していた旧基本方針と比べると、大幅に記述が増える形となっている。

その中で、一括交付金については、今後も、特殊事情に起因する様々な政策課題等に沖縄が主体的に対応するための財源として有効活用を図ることが求められているとした上で、国・沖縄県・市町村の連携・協力の下、有識者の知見も活用しつつ、適時に点検・評価等を行い、一括交付金の実効性の向上に努めるとしている。

また、個別補助金については、国として重点的に取り組むべき事項や、沖縄の特殊事情等を踏まえ国が自ら取り組むことが必要な事項等について、一括交付金とは別に、予算補助による個別補助金の活用を図るとした上で、成果指標の達成状況に応じて不断の見直しを行うなど、適正な執行に努めるとしている。

このように、基本方針では、一括交付金の必要性について言及する一方で、国の直轄事業や個別補助金の必要性や役割が新たに示され、強調されている。こうした方向性は、平成27年度以降、沖縄振興予算が減額傾向にある一方、国の直轄事業等に係る予算が増額傾向にある中で、特に平成29年度以降、沖縄振興予算全体に占める一括交付金の割合が大きく減少し、ピーク時（平成25年度）の53.7%から直近（令和4年度）では28.4%にまで低下していることや、沖縄振興特定事業推進費等の国による補助事業のメニューが増えてきたことと軌を一にしている（図表3）。

図表3 平成24年度以降の沖縄振興予算の内訳・推移（当初予算ベース）



（出所）佐藤巴「令和4年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No. 442（令4.2）を一部加工

イ 子供の貧困対策

基本方針では、序文や沖縄振興の意義及び方向を通して、沖縄振興における課題として、全国最下位の水準にある一人当たり県民所得と並び、子供の貧困を明示している。そこで、沖縄の振興に関する基本的な事項のうち、福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項の一つとして、新たに「子供の貧困対策」を設けている。

この中では、子供の貧困は親の貧困でもあり、適切な対策を講じなければ、世代を超えて貧困の連鎖が続くことが危惧されることから、幅広い分野での対応が求められるとの認識を示している。その上で、支援員の配置や子供の居場所の運営支援、雇用の確保を始めとする保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保や子供のライフステージに応じた継続的な支援等を図るとともに、貧困に陥るおそれが高い子供に重点的に対応することや関係機関等との密接な連携の下で一体的な対策を講ずるなど、支援方法の工夫に努め、各般の取組を通じ、子供の貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すとしている。

沖縄における子供の貧困対策については、この問題が顕在化してきたことを背景に、平成28年度以降、内閣府が、支援員の配置や子供の居場所の運営支援等を柱とする「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を毎年度実施し、特に令和元年度以降、手厚い支援が必要

な子供に対する支援として、ソーシャルワーク等を行う拠点型子供の居場所の整備や若年妊産婦の居場所の展開を行っている¹⁶。また、今般の法改正においても、子供の貧困対策の推進に資するため、子供の教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子供に対する経済的支援、子供の貧困対策の担い手の人材育成・確保等の施策の充実に係る国及び地方公共団体の努力義務が新設されている（第80条第3項）。さらに、衆参両院の委員会における附帯決議等においても、子供の貧困問題が重要な課題とされ、その対策の推進に向けた施策を講じるべきとされている¹⁷。

こうした従来の施策や今般の法改正、国会における附帯決議等を踏まえつつ、基本方針にも子供の貧困対策が明示されたことは、沖縄振興における子供の貧困対策の推進の位置付けや必要性、取組の方向性を改めて示すものとなっている。

ウ 産業の振興等における域内産業間の連携・生産性向上

基本方針では、沖縄振興の方向の一つとして、引き続き「沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展」を掲げている。その中で、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要であるとともに、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済の実現が求められるとしている。

こうした域内産業間での連携や生産性向上といった方向性は、沖縄の振興に関する基本的な事項において、各分野に横断的な形で示されている。具体的には、産業の振興の中で、情報通信関連産業では、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携の強化等の促進等を図ること、国際物流拠点産業では、デジタル技術を活用した物流の効率化・迅速化や特産物の海外輸出など他産業との連携による高付加価値化を図ること、産業イノベーションの推進では、産学官金の連携強化等を通じた新たな産業の創出・発展及び地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や地域ブランドの強化等を進めることにより、個々の民間事業者にとどまらない地域全体でのイノベーションを目指すこと等をそれぞれ掲げている。

また、産業の振興以外でも、文化の振興では、観光を始め様々な産業で沖縄文化の活用を図るなどの他の産業との連携に向けた取組を推進すること、科学技術の振興では、沖縄科学技術大学院大学（OIST）等を核とする沖縄発のスタートアップの創出等を通じたイノベーション・エコシステムの形成を図るに当たり、企業支援に向けた産学官金の連携確保を推進すること等を掲げている¹⁸。

沖縄県における労働生産性については、都道府県別で比較すると全国最下位となっており（図表4）、県民経済計算の数値を基に労働生産性（県内総生産÷就業者数）を算出

¹⁶ 沖縄子供の貧困緊急対策事業の詳細については、藤生将治「沖縄における子供の貧困対策の現状と課題—沖縄子供の貧困緊急対策事業を中心に—」『立法と調査』No. 440（令3.11）参照。

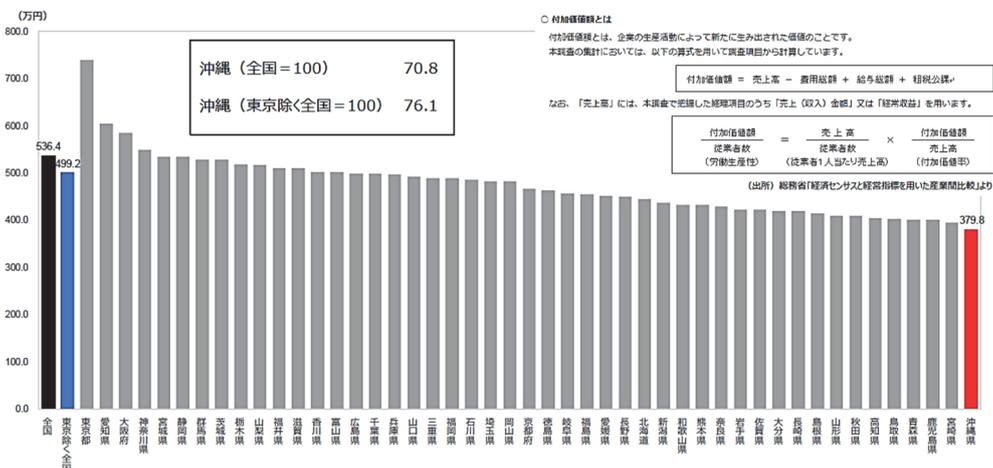
¹⁷ 参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和4年3月30日）等参照

¹⁸ この点に関して、今般の法改正に係る国会論議では、玉城絵美参考人（H2L株式会社代表取締役、国立大学法人琉球大学工学部教授）から、大学発スタートアップと企業とのマッチングが不十分な現状を踏まえ、今後、ベンチャーキャピタル等の導入を通じて、投資を促進していくべきとの指摘がなされている。（第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第5号（令4.3.25））

すると、全国平均の7割台の水準で推移している状況にある¹⁹。

令和3年3月に内閣府沖縄総合事務局が取りまとめた報告²⁰では、こうした沖縄県における低い生産性の要因として、①全国的に労働生産性が高い製造業などの分野の付加価値額構成比が低いという産業分野構成、②低い生産効率、③限定的な販路（県内需要への依存）、④小さい事業規模、⑤安い賃金を挙げている。その上で、同報告では、労働生産性を高めるための中長期的な方向性として、1）沖縄経済へのインパクトが大きい既存業種の付加価値額増、2）国際的な動向を踏まえた労働生産性が高い業種の集積・拡大、3）DXの進展を見据えた、観光関連産業を含む多様な業種の融合による新たな市場の創出、4）IT投資（ロボット・自動化設備等含）を含む設備投資強化、5）経営資源集約化や事業規模拡大等による生産効率及び生産能力向上を示しており、基本方針においても、そうした現状認識や取組の方向性が反映されていると考えられる。

図表4 平成28年経済センサス活動調査結果に基づく各都道府県の労働生産性比較



（出所）内閣府「平成30年度沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査報告書」（2019年2月）

エ 社会資本整備

基本方針では、社会資本整備のうち、陸上交通に関して、自動車と公共交通等の結節機能の向上や、社会資本整備による生産性向上の効果を一層高めていくためのハード・ソフト一体となった取組の強化等を図るとしている。

さらに、新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方について、関連する技術の進歩等にも留意しつつ、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）²¹を参考と

¹⁹ 内閣府「平成30年度沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査報告書」（2019年2月）〈<http://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Keisan/move/chusho/chushosien/k20190509rouseichou05.pdf?la=ja-JP&hash=A16FB57A61637CD7432400A8AA64C06A00807BE5>〉

²⁰ 内閣府沖縄総合事務局「令和2年度沖縄振興推進調査（今後重点的に強化する産業分野の検討に資する調査）報告書（概要版）」（2021年3月31日）〈http://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Keisan/move/arikata/05/gaiyo_arikata_hokokusyo.pdf?la=ja-JP&hash=0DAA2E636F299C09E1797E0B79A3C811459FD7CE〉

²¹ 全国新幹線鉄道整備法に基づき昭和48年の整備計画により整備が行われている整備新幹線（北海道新幹線（青森～札幌）、東北新幹線（盛岡～青森）、北陸新幹線（東京～長野～金沢～大阪）、九州新幹線（鹿児島ルート（博多～鹿児島）、九州新幹線（西九州ルート（博多～長崎））の5路線）では、独立行政法人鉄道建設・

した特例制度を含め調査及び検討を進めることとしている。

この点について、平成24年の沖振法改正により、国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする規定が設けられた（第91条第2項）。今般の法改正に際し、沖縄県は、鉄軌道の導入に向けた調査・検討の段階から導入実現に向けて必要な措置を講ずるものとする規定への改正を求めていたが²²、同規定の改正は行われなかった。しかし、衆参両院の委員会での質疑において、鉄軌道導入に向けた検討・取組等の必要性が指摘され²³、附帯決議において、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についても調査及び検討を行うべきとされたこと等を踏まえ²⁴、基本方針にその旨が盛り込まれている。

オ エビデンスに基づく施策の展開・検証

基本方針における基本的な視点では、旧基本方針における「選択と集中、検証」を改める形で、新たに「エビデンスに基づく施策の展開・検証」を掲げている。その中で、政策手段と目的の論理的なつながりを明確にした上で、可能な限り、定量的な指標等に基づいて施策等の進捗状況や効果を検証し、その結果を踏まえ必要に応じた見直しや改善を行うなど、EBPMを徹底することが求められるとしている。

こうした方向性は、エビデンスに基づく沖縄振興の検証作業を重視した当時の河野内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の下、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルによる分野別検証を行った内閣府の「沖縄振興計画（平成24年度～令和3年度）総点検結果」（令和3年3月）²⁵や、沖縄振興に当たって留意すべき基本的な事項の一つとして「エビデンスに基づく施策の展開・検証」を挙げた審議会総合部会専門委員会の最終報告²⁶等を踏まえたものとなっている。

4. 新たな沖縄振興計画（新・沖縄21世紀ビジョン基本計画）

（1）経緯

令和2年3月、沖縄県は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（前回の振興計画）等の終了後における新たな振興計画の策定や、計画の推進に必要な制度を検討する際の基礎資料とすることを目的に、本土復帰からこれまでの沖縄振興の背景や意義、目標等を総括するとともに、同基本計画の成果と課題を取りまとめた「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振

運輸施設整備支援機構（鉄運機構）が新幹線施設を建設・保有し、営業主体であるJRに施設を貸し付ける上下分離方式により運営され、財源については、貸付料収入を充てた残りの部分について、国が3分の2、地方公共団体が3分の1を負担するものとなっている。（国土交通省「新幹線鉄道について」〈https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fri_000041.html〉）

²² 沖縄県「新たな沖縄振興のための制度提言」（令和3年4月）199、200頁等参照

²³ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第6号（令4.3.30）等

²⁴ 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和4年3月9日）、参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和4年3月30日）

²⁵ 内閣府「沖縄振興計画（平成24年度～令和3年度）総点検結果」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/soutenkenkekka.html>〉

²⁶ 前掲注13参照

興計画)等総点検報告書」を決定した²⁷。また、同月には、新たな振興計画の策定に資するために沖縄県が設置した新沖縄発展戦略有識者チームが「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」(以下「新沖縄発展戦略」という。)を取りまとめた²⁸。

令和3年1月、沖縄県は、これらを踏まえるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の観点も反映させる形で「新たな振興計画(骨子案)」を公表し²⁹、骨子案に関する市町村や関係団体、県民等からの意見聴取を経て、同年5月、「新たな振興計画(素案)」を取りまとめた³⁰。その後、素案については、翌6月に玉城沖縄県知事から沖縄県振興審議会に諮問され、同審議会での議論を経て、令和4年1月、同沖縄県知事への答申が行われた³¹。この答申を踏まえ、沖縄県は、「新たな振興計画(案)」を整理・周知した³²。

令和4年3月末、沖縄県は、新たな振興計画の最終案を決定するとともに、その名称を「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(案)」とし、4月1日に公表した³³。そして、5月10日に国の基本方針が決定されたことを受け、沖縄県は、第6次の振興計画ともなる「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」(以下「新基本計画」という。)を同月15日付で決定し、沖振法第4条第5項³⁴に基づき、これを公表するとともに、岸田内閣総理大臣に提出した³⁵。その後、沖振法第4条第8項³⁶に基づき、同内閣総理大臣は、同月31日付で振興計画の変更を求めないとする意見を玉城沖縄県知事に通知した³⁷。

(2) 主なポイント

新基本計画は、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であり、沖縄県が平成22年に策定した「沖縄21世紀ビジョン³⁸」が掲げる将来像の実現に向けた行動計画とし

²⁷ 沖縄県「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書について」<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/soutenken_kettei.html>

²⁸ この中では、新たな沖縄振興をより着実かつ戦略的に推進する見地から、新たな振興計画の検討に向けて、四つの施策展開に係る枠組み(①アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成と県土構造の再編、②日本経済再生のフロントランナー、③ソフトパワーを生かした持続可能な発展、④誰一人取り残すことのない社会の構築と未来を拓く人材育成)とそれらの枠組みに下における重要な施策事項を提起している。(新沖縄発展戦略有識者チーム「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」(令和2年3月)<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/documents/teigennsho.pdf>>)

²⁹ 沖縄県「新たな振興計画(骨子案)の公表について」<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/aratanasinkoukeikaku_kossian.html>

³⁰ 沖縄県「新たな振興計画(素案)の公表について」<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/aratanasinkoukeikaku_soan.html>

³¹ 沖縄県「新たな振興計画(素案)に対する沖縄県振興審議会からの答申について」<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/aratanasinkoukeikaku_soan_tousinn.html>

³² 沖縄県・沖縄県振興審議会「新たな振興計画(案)の周知について」<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/aratanasinkoukeikaku_an.html>

³³ 沖縄県「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(案)の公表について」<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku_an.html>、『沖縄タイムス』(令4.4.2)

³⁴ 沖振法第4条第5項「沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。」

³⁵ 前掲注3及び首相官邸「沖縄県訪問-2日目-」<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202205/15shisatsu.html>参照

³⁶ 沖振法第4条第8項「内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。」

³⁷ 『沖縄タイムス』(令4.6.3)

³⁸ 同ビジョンは、将来(概ね2030年)のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県

ての性格と、沖振法に基づく振興計画としての性格を併せ持つものとなっている。

その期間については、沖振法第4条第4項では、基本方針同様、振興計画は10箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬとしていることから、令和4年度から令和13年度までの10年間としており、この期間は、同ビジョンが想定する概ね20年の後期10年に相当するものとなっている。

新基本計画は、同ビジョンが掲げる五つの将来像³⁹の実現と四つの固有課題⁴⁰の解決を図り、沖縄県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を目標としている。その上で、同計画は、その基本的課題を整理し、各施策展開に通底する基軸的な基本方向、五つの将来像に沿った36の基本施策（基本施策ごとの107の施策展開等を含む）を示すとともに、四つの固有課題の解決の意義と方向性、県土のグランドデザインと圏域別展開、計画の展望値、計画の効果的な推進について規定している（図表5）。

図表5 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖振興計画）の概要



(出所) 沖縄県ウェブサイト<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/houshin-point.pdf>>

民や行政の役割などを明らかにする基本構想であり、県政運営の基本的な指針と位置付けられている。(沖縄県「沖縄21世紀ビジョン」(平成22年3月))<https://www.pref.okinawa.jp/21vision/archives2/okinawa2_1_201004.pdf>

³⁹ 具体的には、①沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にできる島、②心豊かで、安全・安心に暮らせる島、③希望と活力にあふれる豊かな島、④世界に開かれた交流と共生の島、⑤多様な能力を発揮し、未来を拓く島、という五つの将来像が掲げられている。

⁴⁰ 同計画では、①基地問題の解決、②駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編、③離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成、④海洋島しょ圏をつなぐ交通ネットワークの構築と整理している。

そこで、以下では、基本方針等を踏まえつつ、いくつかの主なポイントについて整理していく。

ア 「海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献」の観点とその具体化

新基本計画では、その策定の意義の一つとして、新たに「海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献」を掲げ、基本方向の一つとして、「人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する『持続可能な海洋島しょ圏』の形成」を示している。

その上で、同計画では、将来像の一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」に沿った基本施策として、「持続可能な海洋共生社会の構築」を掲げ、海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進及び海洋ごみ問題等への対応等の施策を含む「海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献」や、海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入促進及び海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進等の施策を含む「ブルーエコノミーの先導的な展開」といった施策展開を定めている。

こうした海洋政策をめぐる観点や具体的な施策の方向性は、新沖縄発展戦略において、新たな振興計画の検討に向けた重要な施策事項の一つとして示されており、振興計画の策定過程を通じて、具体化されてきたものと考えられる。

なお、新基本計画では、ブルーエコノミーの展開について、海洋資源を活用した新たな産業の創出を掲げている。この点について、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、広大な海域を抱える沖縄には、海洋関連産業の創出に大きな可能性があるとの認識を示している。その上で、同大臣は、海洋エネルギー・鉱物資源の開発・産業化が沖縄振興に大きく役立つ可能性があるとともに、我が国の資源・エネルギー安全保障という観点からも意味があるとし、海洋資源の資源量の把握や生産技術の開発等、国による調査研究や技術開発の動向を注意しつつ、また関係省庁とも連携しながら、沖縄県を始めとする地元の取組への支援について対応を検討する旨を述べている⁴¹。

イ 子供の貧困対策

新基本計画では、将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」に沿った基本施策として、「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」を掲げ、「子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開」や子供の居場所等の設置・拡充等に向けた生活及び教育支援・経済的な支援の充実といった施策を含む「貧困状態にある子どもへの支援」、生活支援や就労・正規雇用促進支援等を含む「ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援」といった施策展開を定めている。

子供の貧困対策については、平成24年の前回の計画策定時には盛り込まれなかった。その後、平成25年に子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「子どもの貧困対策推進法」という。）が成立し、子供の貧困対策への取組が全国的な課題とされ、さらに沖縄における子供の貧困問題をめぐる深刻な状況が顕在化してきたこと等も踏まえ、平成29年の計画改定では、基本施策の一つであった「子育てセーフティネットの充実」における施策

⁴¹ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第3号3頁（令4.3.15）

展開として、「子どもの貧困対策の推進」が設けられた。新基本計画では、改めて子供の貧困対策を基本施策の一つとして位置付けるとともに、施策展開を充実・強化している。

ウ 「稼ぐ力」の強化を通じた産業の振興

新基本計画では、将来像の一つである「希望と活力にあふれる豊かな島」に沿った基本施策として、「県民所得の着実な向上につながる企業の『稼ぐ力』の強化」を掲げている。その中で、「稼ぐ力」とは、DXの推進やイノベーションの促進等による生産性の向上、域内での有機的な企業間・産業間の連携による域内自給率⁴²の向上、経営基盤の強化により付加価値を生み出す力であるとし、その向上に取り組むとしている。

その上で、同計画では、「リゾテックおきなわ」（沖縄県における社会・経済のDX推進に向けた取組の総称）の推進による産業DXの加速化及び人材投資による生産性の向上の施策を含む「全産業における労働生産性の向上」や、産業間連携強化等による生産性向上及び域内経済循環の促進並びに観光産業と多様な産業との連携等の施策を含む「地域・産業間連携による『稼ぐ力』と域内自給率の向上」、支援機関による経営改善の支援及び創業支援の充実等の施策を含む「中小企業等の経営基盤の強化による『稼ぐ力』の向上」といった施策展開を示している⁴³。

こうした産業間連携について、旧基本計画では、観光リゾート産業と他産業との「産業間連携の強化」や、情報通信関連産業と他産業との連携強化等を通じた「県内企業の高度化・多様化」といった施策が示されていたが、新基本計画では、基本方針同様、産業間連携や生産性の向上等を通じた県民所得の向上といった方向性を、より横断的に強化する形で打ち出している。

エ 基地問題の解決の方向性と普天間飛行場の県外・国外移設の追求

新基本計画では、克服すべき沖縄の固有課題の一つとして、「基地問題の解決」を掲げており、その解決の方向性として、日米両政府に対して、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告⁴⁴や再編実施のための日米ロードマップ⁴⁵、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画⁴⁶の確実な実施とともに、更なる米軍基地の整理・縮小と在

⁴² 県内外の総需要をどれだけ県内総生産で賄えたかを表す指標（域内自給率＝（県内総生産／総需要）×100）

⁴³ この点に関して、玉城絵美参考人から、産業発展のために必須であるDX、ICT活用に向けた急務として、IT人材の育成が挙げられるとともに、北部や離島地域における移住、定住の促進と結びつけながら、そうした取組を行っていく必要性が指摘されている。（前掲注18参照）

⁴⁴ 平成7年に発生した米海兵隊員による少女暴行事件等を踏まえ、日米両政府により設置された「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）が、平成8年に取りまとめた最終報告。その内容は、①普天間飛行場等の土地の返還、②訓練及び運用の方法の調整、③騒音軽減イニシアティブの実施、④日米地位協定の運用の改善の4項目から構成されている。（防衛省「SACO最終報告とは」〈https://www.mod.go.jp/j/approach/zai-beigun/saco/saco_final/index.html〉）

⁴⁵ 平成18年に日米安全保障協議会（SCC、いわゆる「2+2」）において取りまとめられた共同文書。その内容のうち、沖縄における在日米軍の再編については、普天間飛行場の県内移設のほか、①嘉手納飛行場以南の施設・区域の返還、②第3海兵機動展開部隊の要員約8,000人・その家族約9,000人を平成26年までに沖縄からグアムへ移転することが示されている。（外務省「再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html〉）

⁴⁶ 平成25年に日米両政府が発表した、嘉手納飛行場以南の土地の返還に関する計画。この計画では、嘉手納飛行場以南の施設・区域について、①速やかに返還、②県内で機能移設後に返還、③米海兵隊の国外移転後に返還の3区分に基づく返還スケジュールが示されている。（外務省「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（仮訳）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/togo_20130405_jp.pdf〉）

沖米軍人等の削減を求めるとしている。

ただし、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を実現するため、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討する必要があるとしている。一方、国は、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めるとの方針を示しており⁴⁷、国の方針とは異なる沖縄県の立場が新基本計画に盛り込まれている。

この点に関して、沖縄県は、普天間飛行場の県外・国外移設の追求等について、素案段階で盛り込んだが、内閣府との調整で特段の指摘はなかったとしており⁴⁸、最終的に、国も振興計画の修正を求めなかった。その理由として、内閣府は、新基本計画が沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた行動計画と振興計画という二つの性格を有することを踏まえ、普天間飛行場等に関する部分については、沖振法に基づく法定計画のパートではなく、変更を求めるかどうかの判断対象ではないと説明したとされている⁴⁹。

オ 実施計画等の策定と新基本計画の検証・見直し

新基本計画では、同計画の効果的な推進として、①実施計画等の策定、②計画の進捗管理と見直しの2点を定めている。

これらの点に関して、旧基本計画では、①について、実施計画は5年ごとに策定するものとし、前期期間（平成24～28年度）及び後期期間（平成29～令和3年度）における実施計画が策定された。また、②について、中間地点である5年目を目途に、行政評価等の結果を踏まえた基本計画等の評価を実施し、必要に応じて基本計画の改定等に反映させるとし、平成29年に基本計画の改定が行われた。

これに対し、新基本計画では、①について、新基本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する実施計画を3年ごと（最終計画の期間は4年）に策定することとしている。また、②について、新基本計画の折り返しとなる5年以内に、3年ごとに策定する実施計画や毎年度実施するPDCA等を活用した新基本計画の検証を行い、必要に応じて新基本計画の改定等を行うとしており、前回よりも短いスパンで実施計画を策定するとともに、新基本計画等の検証・改定時期を前倒しするものとなっている。

特に、新基本計画等の検証・改定時期が前倒しされた点に関して、令和3年5月の素案⁵⁰の段階では前回同様の記載内容となっており、令和4年1月の案⁵¹の段階でも5年後を目途に、必要に応じて計画の改定等を行うとしていた。しかし、今般の法改正により、施行後5年以内における所要の見直しが規定されたことや、基本方針において、振興計画に基づく事業等の進捗状況や効果について不断の検証を行うとともに、沖振法の見直し規定に基づく検討・見直し等も踏まえ、振興計画について所要の改定等を行うとされたことから、それらを踏まえる形で見直されたものと考えられる。

⁴⁷ 第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（首相官邸「第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説」〈https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0117shiseihoshin.html〉）

⁴⁸ 『沖縄タイムス』（令4.4.2）

⁴⁹ 前掲注37参照

⁵⁰ 前掲注30参照

⁵¹ 前掲注32参照

5. おわりに

一般の法改正を踏まえた新たな基本方針と振興計画（新基本計画）の策定により、令和4年度から令和13年度までの沖縄振興の全体像と方向性が示された。このうち、新基本計画は沖縄振興に関する包括的な計画であり、多くの各分野における具体的な施策を示しているのに比べ、本稿で取り上げたポイントは限られている。しかし、基本方針も含めて整理していくと、今回の沖縄振興の枠組みにおける特徴的な点がいくつか挙げられる。

第一に、子供の貧困問題について、全国的な取組を強化する中で、特に平成28年以降、内閣府による「沖縄子供の貧困対策緊急事業」や沖縄県による「沖縄県子ども貧困対策計画」の策定及び同計画に基づく「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」による事業支援等を通じ、対策が講じられてきた。しかし、沖縄振興の枠組みにおける子供の貧困対策の位置付けについては、改正前の沖振法や基本方針では具体的な規定がなく、平成29年に改訂された振興計画の中で、基本施策の下における施策展開の一つとして位置付けられたにとどまっていた。この点について、改正沖振法や新たな基本方針と振興計画のいずれにおいても、子供の貧困問題は沖縄振興における重要な課題として認識され、その対策の必要性・方向性が明示的に示されている。

第二に、産業の振興について、引き続き沖縄振興の最も重要な柱とされている中で、県民所得の向上に向けて、特に生産性の向上や高付加価値化等の取組に力点が置かれている。改正沖振法に基づく特区・地域制度（経済金融活性化特別地区以外）では、主務大臣の確認を通じて、付加価値や従業員給与の一定の増加が課税の特例の要件とされ⁵²、基本方針や振興計画では、沖縄における産業間連携等を通じた相乗効果による高付加価値化や生産性向上に向けた取組の方向性が示されている。

第三に、沖振法や基本方針、振興計画の検証・見直しの時期について、改正沖振法では、法施行後5年以内に、振興計画に基づく事業等に対する特別措置の適用状況等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うとしている。それを受け、基本方針では、国は適時適切な見直しを行うとともに、沖縄県は「エビデンスに基づく施策の展開・検証」に掲げる視点に立脚しつつ、国の検討・見直しの状況等も踏まえ、振興計画について所要の改定を行うとしている。さらに、振興計画では、5年以内に実施計画の策定と毎年度のPDCA等を活用した検証を行い、必要に応じて新基本計画等の改定を行うこととしている。これらの検証・見直し時期の前倒しは、EBPMに基づく施策の検証の強化と表裏一体になっていると言え、今後、国と沖縄県のいずれも、これまで以上に短いスパンで、EBPMに基づく沖縄振興策の検証と改善が求められる。

今後、基本方針や振興計画で示された方向性に基づき施策が展開されていくとともに、検証・見直し等を通じて、より効果的な沖縄振興策が進められ、県民所得の向上や子供の貧困問題等の沖縄振興に係る諸課題の解決が図られることが期待される。

（ふじう しょうじ）

⁵² 前掲注2参照